

わたしとあなた…。それぞれが「愛」と「優」の心をいつも大切に。おたがいを認め、支え合うまち・京都を。

I♥You Kyoto

【あい・ゆー-KYOTO】

人権情報誌
Vol.41
2011.2

◆輝きピープル

数学者

ピーター・
フランクフルさん
人生の主人公は自分だ

◆特集

障害者制度が大きく変わろうと
しています！

◆京にはばたく

社会福祉法人 京都いのちの電話
事務局長/常務理事 平田 真貴子さん

24時間一人ひとりの悩みに寄り沿う
命のダイヤル

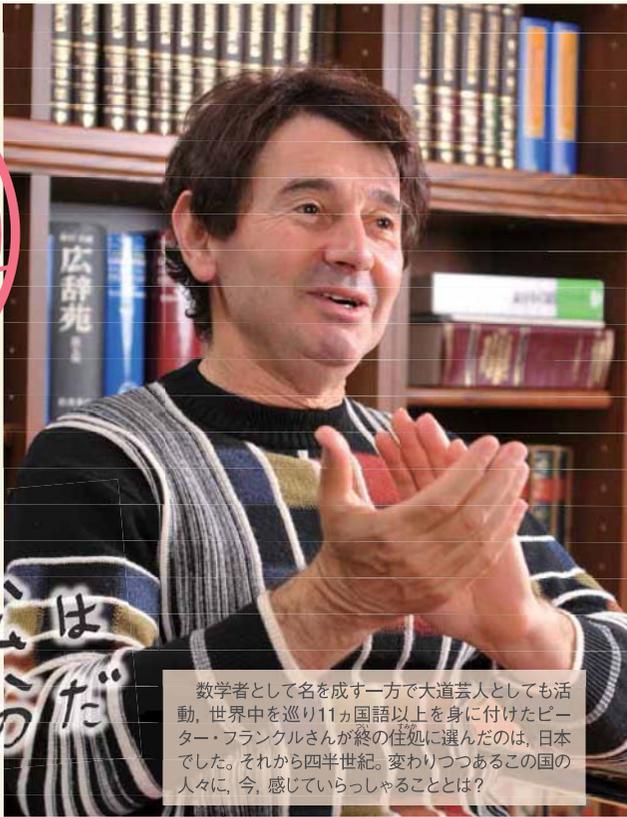
◆マンガで考えてみよう

犯罪被害者の人権





人生の
主人公は
自分だ



数学者として名を成す一方で大道芸人としても活動、世界中を巡り11か国語以上を身に付けたピーター・フランクルさんが終の住処に選んだのは、日本でした。それから四半世紀。変わりつつあるこの国の人々に、今、感じていらっしゃることは？

初来日で心をとらえた日本人への感動

私はユダヤ人としてハンガリーに生まれました。ユダヤ人というだけで祖父母は第二次世界大戦中に強制収容所で殺されました。戦後、そういう恐怖はなくなったものの、ユダヤ人差別は根強く残っています。幼い頃も、そして一生懸命勉強して数学者として認められるようになってからも、日常生活において、差別的な目を向けられることは残念ながら変わりませんでした。自由を求めて亡命したフランスでも「汚い外人」という言葉が使われるほど外国人蔑視が激しく、長く滞在したアメリカでは、外国人に全く関心が払われないことを寂しく感じました。そんな経験を経て、初めて日本に来

たのは1982年のこと。当時流行していた「おしん」のように、真面目で善良な人々の温かさ、親切さが、そのまま外国人である私にも向けられることに感動を覚えました。それどころか積極的にかかわってくださる人が多く、街を歩いても電車に乗っても、どんどん話し掛けられる。外国人から見た日本を知りたい、どの国の人からも学ぶべきところがあるという熱心な姿勢が感じられ、たちまちこの国が大好きになったのです。その後、国際数学オリンピック日本チーム参加への支援などで、1988年からは奨学金で2年間滞在。そのまま日本にとどまることを決意しました。

人間にとって本当の幸せとは何か

しかしこの四半世紀の間に、日本も日本人も大きく変わってしまいました。残念なことの一つはアメリカ的な結果主義で人を判断するようになったこと。その人の生き様やその人自身ではなく、成功という結果だけで人を見る。でも、本当は成功者なんて社会の1割程度です。成功はしていないけど、懸命に生きている残り9割の人々が「負け犬」と見なされる世の中なんて、決して住みやすいとは言えないでしょう。

同様に、日本人はバブルと共に「過剰消費」という病気に感染してしまいました。ブランド品や車やマンションなど、高価な物を買うことに幸せ

を感じ、そこに価値観の中心をもってくるのが正しいとは思えません。なぜならそういった消費は人と人との間に格差を生み、隔てるものだからです。その意味に気付かず欲望だけを膨らませ、消費のために生きるのにはばかばかしいことです。

私は、人間の幸せは対等な人間関係からしか生まれないと思っています。私自身、小学生時代から勉強ができて「すごい」と人から言われたり、また色々なものを持ち得た現在の生活をうらやまれたりもしますが、それに幸せを感じたことはありません。それよりも心に垣根がない相手と、お互いに温かな気持ちを共有することこそ幸せを感じます。

また、これまで世界90カ国以上を訪れてきましたが、素晴らしい思い出として今も心に残るのは、そんな人間同士の触れ合いでした。よく「国際交流に必要なことは」と聞かれますが、語学ができるなんていうのは二の次です。本当に必要なのは、どんな国へ行っても、その国の民族、文化、習慣を受け入れることができる寛容さ。様々な先入観を捨てて、「人間」という存在そのものを広い心で受け止め接することがすべての原点になると思っています。

孤独化しない生き方を考えよう

その意味も含め、私は現代のテレビやインターネットは人間を孤立化させるものだと思います。例えばせっかく会って楽しい時間を過ごしていても「早く帰ってドラマを見なきゃ」「野球が」…等々、リアルタイムの情報に縛られて、今、目の前にいる人をないがしろにしてしまうことがある。でも、イチローが10年連続で200本安打という偉業を達成しても、それである自身の人生は変わらないでしょう？本当に自分にとって一番大切な人間はだれかを自問してほしい。なぜなら生きているのは、自分の人生だから。バーチャルな情報や人間よりも、家族、同僚、地域の人々…周りに実際にいる人々と生身で触れ合い、楽しい関係を築くことに、もっと時間を使ってほしいと思うのです。もちろんテレビも携帯電話もパソコンもすべてが悪いとは言えませんが、決してそのとりこになってはいけません。自分の視点、まなざしの方向を実世界へ向けてみる必要がある人がたくさんいると思います。

日本は今、過渡期にあります。変わってしまった点も多いとはいえ、私が最初に感じた日本的な価値観もま



だまだ存在するし、この四半世紀の間にめざましい発展を遂げたことも数多くあります。それらを有効に活かしながら、これからどうなるか、どこへ行くのかは日本人次第でしょう。そのためにはかじ取りをする人の責任も大きいですが、まずは一人ひとりが自らの生き方、時間の使い方を見直すことが必要なのではないでしょうか。

Profile

ピーター・フランクルさん
1953年ハンガリー生まれ。1971年国際数学オリンピック金メダル受賞。1979年フランスに亡命。世界各国に招かれ講演、研究を行うと同時に、路上で大道芸を披露。1988年から日本に定住。ハンガリー学士院会員。算数オリンピック専務理事。日本ジャグリング協会名誉顧問。11か国語を自在に操り、これまでに90カ国以上を訪問。昨年のNHK「龍馬伝」ではフランス公使役でドラマ初出演。「ピーター流生き方のすすめ」他著書多数。

Present

ピーター・フランクルさんの直筆サイン入り著書『世界青春放浪記 僕が11か国語を話す理由』を2名様にし上げます！



ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号と「あいゆーKYOTO Vol.41」へのご意見・ご感想(必須)をお書きのうえ、平成23年3月4日(金)(当日消印有効)までに下記へお送りください。抽選結果の発表は発送をもって代えさせていただきます。

〒604-8571 (住所不要)京都市人権文化推進課「あいゆーKYOTO Vol.41 書籍プレゼント」係



大道芸人としての顔も持つフランクルさん



特集

障害者制度が 大きく変わろうとしています！

現在、我が国では、2006年の第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約*」の締結に向けて、内閣総理大臣をトップとする障がい者制度改革推進本部の下に、障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）が設けられ、必要な法律の整備や障害者制度の見直しを行うために熱心に議論されています。

この推進会議は、「Nothing about us without us」（私たち抜きに私たちのことを決めないで！）

という障害者権利条約で示されたスローガンを基に、障害のある人が多数参画して進められ、昨年6月に第一次意見として障害者制度改革の推進のための基本的な方向がまとめられ、政府においてこの意見を反映した障害者制度改革の基本方針を閣議決定しました。今回はその概要（平成22年12月上旬現在）についてご紹介します。

障害者制度改革の基本的な考え方

障害者は自らの決定に基づいて自立した生活を営む主体です。また、社会生活等で受ける様々な制限は、障害によるものだけでなく社会の在り方も関係するとの考えに立って、必要な支援を提供し、差別のない社会づくりを目指します。

これにより障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図ることとしています。



制度改革の基本的な方向（予定）

障害者基本法の抜本改正 （平成23年通常国会に改正法案提出）

障害や差別の定義等の基本的施策に関する規定の見直し・追加等

障害者差別禁止法(仮称)の制定 （平成25年通常国会に法案提出）

障害を理由とする差別の禁止や被害を受けた場合の救済措置等に関する規定
合理的配慮**を欠くことも差別に当たるとしている

障害者総合福祉法(仮称)の制定 （平成24年通常国会に法案提出、25年8月までに施行）

応益負担を原則とする障害者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を規定

障害者の権利に関する条約* （障害者権利条約）

合理的配慮**

障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めつつ、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

障害のある人もない人も同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のことで、大きな負担がかからない配慮のこと。（例：職場の入り口の段差をなくす、仕事の資料を点字にするなど）
なお、障害のある人一人ひとりの障害の程度や状況に応じて、その人が理解し、持てる力を発揮できるためのできる限りの配慮をしなければ、差別に当たるとされている。

今後の予定

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置 (平成21年12月)	障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	次期障害者基本計画決定 (12月目標) 障害者総合福祉法案(仮称)の提出	障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討)	8月までの施行
個別分野における基本的方向と今後の進め方 ※主な事項について記載					
労働及び雇用	福祉的就労への労働法規の適用の在り方 雇用率制度についての検証・検討 職場での合理的配慮確保のための方策				(~23年内) (~24年度内目標) (~24年度内目標)
教育	障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受ける「インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向」 手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策	(~22年度内)			(~24年度内目標)
所得保障	障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 住宅の確保のための支援の在り方				(~24年度内目標) (~24年内)
医療	医療費用負担の在り方(応益負担) 社会的入院を解消するための体制 精神障害者の強制入院等の在り方				(~23年内) (~23年内) (~24年度内目標)
障害児支援	相談・療育支援体制の改善に向けた方策				(~23年内)
虐待防止	虐待防止制度の構築に向けた必要な検討				
建物利用・交通アクセス	地方のバリアフリー整備の促進等の方策	(~22年度内目標)			
情報アクセス・コミュニケーション保障	情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策				(~24年内)
政治参加	選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 投票所のバリア除去等	(~22年度内)			
司法手続	刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策				(~24年度内目標)
国際協力	アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献				

※各個別分野については、改革の集中期間に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（平成22.6.29閣議決定）【概要】を基に作成

今後の本市の対応等

本市では、今後の具体的な検討作業を注視し、必要な意見を積極的に述べていきます。

また、大きく変わろうとしている障害者制度について市民の皆様に対して、分かりやすく周知・啓発を行うことにより、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めてもらうように働き掛けを行っていきます。

今後とも、障害のある人もない人も、すべての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを目指していきます。

これから数年間にわたり進められる障害者制度改革。社会の一端である私たち一人ひとりが理解と関心を持ち続けることが大切です。



詳しくは、保健福祉局障害保健福祉課
(TEL: 222-4161 FAX: 251-2940)
までお問い合わせください。

「24時間一人ひとりの悩みに寄り沿う 命のダイヤル」

社会福祉法人 京都いのちの電話 事務局長 常務理事 平田 眞貴子さん



国内の年間自殺者数が12年連続3万人を超えている現在、いのちの電話は、自殺予防を目的に、不安や孤独を抱えた人々の悩みを聴き心の支えになる等、365日、24時間眠らぬ相談ダイヤルとして活動しています。今回は「社会福祉法人京都いのちの電話」事務局長、常務理事を務める平田眞貴子さんにお話を伺いました。



一人で悩まないで、電話してほしい

日本のいのちの電話連盟には、今や34都道府県に51のセンターが所属していますが、京都いのちの電話は1982年、国内では14番目に開局しました。現在、1日約70件、年間で約23,000件の電話相談を受けています。近年は、経済的な困窮や病気を理由に自殺を考えている方が多いのですが、理由は一つであるとは言えません。ほかにも仕事や人間関係、家族の問題など様々な悩みが重なり、自殺へと追い詰められてしまうのです。私たちは電話を受けて、お話をじっくり聴き「死なないで！生きる方法を一緒に考えましょう」と語り掛けたり、ときには専門の機関を紹介したりしています。

28年の歴史の中では、瀬戸際で自殺を思いとどまってもらったこともあります。また、「あの時はありがとう。自分は見捨てられていないんですね」とお礼の手紙が来たりすることもあります。私たちが電話をつなぐことで、いのちを支えられていると思うと、本当にうれしいことです。時には、電話を切られてしまったり、思いが通じずもどかしい気持ちになるときもありますが、真剣にお話を聴くことで自殺を思いとどまってくれる人がいると信じて、私たちは受話器を取っています。

一生を悩みなく暮らせる人はいません。いのちの電話は相談員も、電話を掛けてこられる相談者の方も匿名ですので、気兼ねなくお電話いただければと思います。私たちが悩みやつらい気持ちを聴かせてもらうことで、相談者の方の気持ちがすっきりしたり、再び立ち上がる勇気を少しでも持ってもらえればと思っています。

いのちを支えるボランティア相談員

現在、相談員の人数が足りない状況なのですが、かといってだれでも相談員になれるというわけではありません。ボランティアとはいえ、2年間の養成講座を自費で受けていただくのです。大変厳しい修行です。しかし、人生の危機に立つ人々を電話だけで支えるためには、匿名性、守秘義務、研修等の責任があります。相談内容は重く深刻なものもありますが、相談員は日々努力を続け、資質向上を目指しています。また、相談員自身も、ボランティアを経験することで人間関係が前より良くなった、自分自身が変わることができたと喜んでいただいています。相談員というボランティアを続けてきたことによる、形に現れない報酬と言えるでしょうか。

本当は、匿名の世界ではなくて顔も名前も分かっている地域の中で話を聴き、助け合える社会になればよいのですが、周りに悩みを打ち明けられず、一人で苦しんでいる人が多いのが実情です。電話相談をより良いものにしていくのはもちろんですが、さらに、経験を積んだ相談員が地域社会で支えとなる役割を果たしてくれるようになれば喜ばしいことだと思います。また、電話相談の需要が増える中、厚生労働省の補助事業として毎月10日にフリーダイヤルによる相談も行っているのですが、それだけではとても追いつきません。また、自死遺族のケアも不十分だと感じます。自ら死を選ぶ人を救い、家族を失って悲しむ人を減らすために、地域の中に心の触れ合う人間関係が生まれ、もっとオープンに悩みを打ち明けられる場所や時間が増えてくれることを願います。

社会福祉法人 京都いのちの電話

相談電話

☎075-864-4343 (年中無休, 24時間)

[フリーダイヤル] 0120-738-556

(毎月10日のみ, 午前8:00~翌日午前8:00)

あなたもボランティア相談員をやってみませんか？

関心のある方は、下記へご連絡ください。

〒616-8691 京都西郵便局 私書箱35号

社会福祉法人 京都いのちの電話相談員養成講座事務局

☎ 864-1133 FAX 864-1134

HP <http://kyoto-lifeline.com/>

マンガで考えてみよう

「犯罪被害者の人権」



犯罪により被害を被った方のこと、考えてみませんか？

ある日突然、事件に巻き込まれ、心と体に深い傷を負うようになった。あるいは、愛する家族を奪われた…。他人事のように思ってしまうがちですが、犯罪は日々絶えず起こっている中、だれもが被害者になる可能性があります。

犯罪の被害にあわれた方の受ける傷は、事件から直接受けるものに限られません。例えばマスメディアによる風評被害、周囲からの誹謗中傷や孤立、経済的不安など様々な二次的な被害が挙げられます。一方で、犯罪被害者の人権については加害者の人権と比べて軽視されているという声が上がっていました。

こうした背景の中、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、また、これに基づき平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」(※)が策定されました。この基本計画によって、被害者の経済的な支援が拡充され、刑事手続への

参加という点でも、裁判の場で被害者が直接被告人に質問ができるようになるなど一定の成果を上げています。また、京都市でも現在、支援のための条例づくりを進めています。

しかし、犯罪被害者とその家族の方への理解はまだまだ不十分な部分が多くあります。私たち一人ひとりが犯罪被害にあわれた方の声に耳を傾け、支援の必要性について理解を深めていくことが大切です。

※「犯罪被害者等基本計画」では五つの重点課題として

- 1 損害回復・経済的支援等への取組
 - 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - 3 刑事手続への関与拡充への取組
 - 4 支援等のための体制整備への取組
 - 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
- が挙げられています。

【あい・ゆーKYOTOからのお知らせ】

日 日時 場 会場 定 定員
料 料金 申 申込方法 問 お問い合わせ

展 示

人権啓発書き初め展

人権にちなんだ書き初めを区内小中学校から募集し、展示します。

- 日 1月31日(月)～2月18日(金) 8:30～17:00 (閉庁日を除く)
- 場 中京区役所1階区民ホール
- 問 中京区役所まちづくり推進課 ☎812-2426 FAX 841-8182

セミナー

第24回地域リハビリテーション交流セミナー

テーマ:「ハーネスは心のきずな～盲導犬とともに～」
関西盲導犬協会による盲導犬の訓練実演や、盲導犬ユーザーのお話を通じて、障害者にとってやさしいまちにするために、何が必要なかを考えます。

- 日 2月10日(木) 14:00～16:00 場 京都市身体障害者リハビリテーションセンター体育館(中京区壬生仙念町30) 定 150名 申 不要※手話通訳あり(要事前申込) 問 身体障害者リハビリテーションセンター相談課 ☎823-1666 FAX 842-1541

イベント

NPO・市民活動交流イベント

市民が、ボランティアや市民活動に関心を持ち、社会への参画の一步を踏み出す機会として開催します。NPO や自治会等の活動について、体験を通じて知る場とします。

- 日 3月6日(日) 12:00～18:00
- 場 元有隣小学校(京都市下京区富小路通五条上る) 定 なし 申 不要
- 問 市民活動総合センター ☎354-8721 FAX 354-8723

補助金

人権啓発活動補助金

京都市では、人権が大切にされるまちづくりを推進するため、市内で活動する市民団体や NPO 法人等が自主的に実施する人権啓発活動に対して、補助金を交付することにより支援を行っています。

- ◆対象となる啓発活動
次のすべてに該当する活動が対象となります。
・京都市人権文化推進計画に掲げる各重要課題に関するもの
・広く市民に広報しているもの
・京都市内で開催されるもの
・特定の市民、地域を対象としていないもの
- ◆交付対象団体
京都市内に主たる事務所等がある団体
詳しくはホームページをご確認ください。
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0_3.html

- 申 啓発活動実施日の14日前までに申請が必要です。また、お申し込みされる前に、必ず事前にご相談をお願いします。
- 問 人権文化推進課 ☎366-0322 FAX 366-0139

公演

第16回ふしみ人権の集い

- 第1部:人権の集いからのメッセージ
私たちの1年間の活動を報告します
- 第2部:記念公演「陽気に生きよう!歌にささえられて」
-フォーク・ソングの原点 竹田の子守唄と出会って-
出演 高石ともやさん

- 日 2月12日(土) 13:30～16:30 場 京都府総合見本市会館パルスプラザ 稲盛ホール(伏見区竹田鳥羽殿町5) 定 600名※手話通訳あり
- 問 伏見区役所まちづくり推進課 ☎611-1144 FAX 611-0634

相談

人権擁護委員による特設人権相談

日々の暮らしの中で不安に感じる様々な人権問題について気軽に相談できる。人権擁護委員による人権相談です。
なお、同相談は、毎週月曜日から金曜日(祝日を除く、8:30～17:15)に京都地方法務局(☎231-2001)で、原則毎月第2木曜日(13:00～16:00)に京都府庁(府民総合案内・相談センター ☎414-4235)でも行っています。

- 日 毎月第4木曜日13:00～16:00(原則)(開催日時については、開催月の1日付にて発行される市民しんぶん(全市版)をご確認ください。)
- 場 市民総合相談課(中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階 市民生活センター)
- 定 6名
- 申 「京都いつでもコール」(☎661-3755 FAX 661-5855)にて、原則として開催月の1日から開催前日まで予約受付。ただし、定員に達しない場合、当日の受付も行っています。

相談

人権啓発サポート制度

仲良しの皆さんや会社などのグループで、人権研修を計画されていませんか?
また、計画したものの、「資料がない」「講師はどうしよう?」などとお困りになっていませんか?
そんな時、この「人権啓発サポート制度」をご利用ください。
人権に関する研修・啓発事業を行うに当たって、実施方法やテーマ選定、講師、ビデオの貸出しなどについて、ご相談を承ります。

- ◆ご利用対象
人権研修・啓発事業を計画中の、京都市内に在住又は通勤、通学する市民の皆さん、もしくは企業等のグループで、10人以上が参加される集まり。
- ◆サポート内容
講師派遣、資料等の提供、ビデオ等の貸出し
・研修会場は、京都市内に主催者でご用意ください。
詳しくはホームページをご確認ください。
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0_3.html

- 日 随時
- 料 無料(講師派遣は、有料の場合もあります。)
- 申 実施日の1ヶ月前までに、電話か来庁によりお申し込みください。
- 問 人権文化推進課 ☎366-0322 FAX 366-0139

※各会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

本誌は、年4回(5月、8月、12月、2月)発行します。区役所・支所のまちづくり推進課、市役所の市政案内所ほかで配布しています。郵送をご希望の方は、返信用切手(120円分)を同封のうえ、京都市人権文化推進課までお申し込みください。

京都市印刷物第223188号

発行日 平成23年2月1日
発行 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
〒604-8006
京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地Y・Kビル3階
☎(075)366-0322 FAX (075)366-0139
<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>



京都国際PR隊長 まゆら
2011.10.29～2011.11.6